

運 営 規 程

医療法人 越南会

越南苑訪問リハビリステーション

(運営規程設置の趣旨)

第1条 医療法人越南会が運営する越南苑訪問リハビリステーションの適正な運営のための重要事項を規程するものである。

(事業の目的)

第2条 医療法人越南会が運営する越南苑訪問リハビリステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「サービス」という。)は要介護者の自宅を訪れ、理学療法や作業療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者が可能な限り家庭において、能力に応じて自立した生活を送れるように心身機能や生活機能の維持・回復を図ることを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条 サービスの提供は、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は次に掲げるところによるものとする。

- 1 サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、適切に行うこととする。
- 2 サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこととする。
- 3 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、適切なサービスを提供することとする。
- 4 それぞれの利用者についてサービスの実施状況及びその評価について、速やかに訪問リハビリテーション記録を作成するとともに、医師に報告する。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称、所在地は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 事業所の名称 | 越南苑訪問リハビリステーション |
| 2 事業所の所在地 | 新潟県南魚沼市五日町2405番地 |
| 3 開設年月日 | 平成20年6月1日 |
| 4 電話番号 | 025-776-3668 |
| 5 FAX番号 | 025-776-3755 |
| 6 管理者名 | 石田 央(医師・介護老人保健施設越南苑の管理者兼務) |

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- 1 管理者とその職務
 - ・同一建物である介護老人保健施設の管理者を充てる(兼務)。
 - ・所属職員を指揮監督し、設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急時の対応を行うなど、適切に事業を実施できるよう総括する。
- 2 サービス提供責任者とその職務
 - ・訪問リハビリテーションサービスに関わる人員からサービス提供責任者を置く。
 - ・サービス提供責任者は、関係機関との連携を図り、適切に事業を実施できるよう、総括する。
- 3 従事者とその職務
 - ・従業者は作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士であって適当数とする。
 - ・医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切なりハビリテーションを実施する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日（週6日間）
但し、年末年始（12月31日～1月3日）を除く。
- 2 営業時間 月曜日～土曜日：午前8時30分から午後5時30分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常事業を実施する地域は次の通りとする。

南魚沼市

(利用者の負担金)

第8条 厚生労働大臣が定めた告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬の1割又は2割若しくは3割の額とする。ただし、介護保険の限度額を超えた場合は、自費負担が発生することがある。

- 2 事前の連絡なく利用を中止した場合、重要事項説明書に掲載の料金をいただくこととする。

(緊急時の対応方法)

第9条 従業者は、サービス実施中に利用者の病状・状態に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 従業者は、前項について処置したときは、速やかに管理者に報告することとする。

(苦情処理)

第10条 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、それを受け付けるための窓口を設置することとする。

- 2 管理者は、提供したサービスに関し市町村又は国民健康保険団体連合会が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村又は国民健康保険団体連合会の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して当該市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、これに従って必要な改善を行うこととする。
- 3 管理者は市町村又は国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告することとする。
- 4 苦情処理に関する記録は最低5年間保存することとする。

(事故発生時の対応)

第11条 管理者は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族等、県及び当該市町村に報告を行うとともに、必要な措置を講ずることとする。

- 2 管理者は前項の事故の状況及び事故に際した処置について記録し、かつ最低5年間保存することとする。
- 3 管理者は利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこととする。

(その他運営にあたっての重要事項)

第12条 従業者は社会的使命を十分に認識し、サービスの質的向上を図るため、継続的に研究・研修の機会を設け実施する。又、適切かつ効率的にサービス提供できるよう職員の勤務体制を整備する。

- 2 従業者は、業務上知り得た秘密を漏洩してはならない。また、従業者との雇用関係が終了した場合においても、事業者の責任において、当該従業者の知り得た秘密の保持を行うこととする。

- 3 従業者は、清潔保持及び健康状態について留意するとともに、その設備・備品について、衛生的な管理を行う。

(守秘義務)

第13条 管理者は、従業者である期間及び退職等で従業者でなくなった後においても正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう従業者に対して指導教育を適宜行うほか、本規程に反した場合は違約金を求めることとする。

(個人情報の適正な取り扱い)

第14条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）に基づいて適正に処理する

(虐待防止のための措置に関する事項)

第15条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

- 2 虐待や虐待が疑われる事案が発生した場合、速やかに市町村に通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

附 則

この規程は平成20年 6月1日より施行する。

この規程は平成20年 8月1日より施行する。

この規程は平成24年 4月1日より施行する。

この規程は平成25年10月1日より施行する。

この規程は平成25年12月1日より施行する。

この規程は平成27年 8月1日より施行する。

この規程は平成31年 4月1日より施行する。

この規程は令和 3年 4月1日より施行する。

この規程は令和 5年12月1日より施行する。

この規程は令和 6年 9月1日より施行する。